

第 1 章 後期実施計画の概要

1 策定の趣旨

本市では、平成7年に「平等・創造・平和」を基本理念とする「水戸市女性行動計画」を策定し、平成8年には、男女がともにわかちあい、ともにつくる社会の実現に向け、「男女共同参画都市」を議会の議決を経て宣言いたしました。また、平成13年3月には、議員提案による「水戸市男女平等参画基本条例」が全会一致で可決され、同年9月に施行されました。

このような状況を踏まえ、平成16年に「水戸市男女平等参画推進基本計画」を策定し、様々な施策に取り組んでまいりました。特に毎年9月を「男女平等参画推進月間」と定め、男性と女性が平等な機会に恵まれ、あらゆる分野の活動に参画していける男女平等参画社会の実現を目指し、広く市民や事業者の皆様の理解と関心を深めるため、重点的に啓発事業を行ってまいりました。

近年、厳しい経済状況や少子高齢化社会、高度情報化の進展等、社会経済情勢が急激に変化するなか、社会の活力を取戻すため、男性も女性も、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女平等参画社会の実現が、より重要なキーワードとなっております。そのためには、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、女性の再チャレンジ支援、地域における男女平等参画の推進、仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し等の取組が必要になっております。

本市では、これら課題に取り組む、水戸市男女平等参画推進基本計画の推進を図るため、平成22年度から平成26年度までの取組むべき施策として、後期実施計画を策定するものです。

関係法令では、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）改正（平成 19 年 4 月施行）を行い、セクシュアル・ハラスメント対策の強化や、男女双方に対する差別の禁止や妊娠・出産等を理由とする解雇その他不利益取扱いを禁止としました。さらには、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）改正（平成 20 年 1 月施行）を行い、生命・身体に対する脅迫を受けた場合も対象とし、市町村に対しては、基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置を努力義務としました。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現については、平成 19 年 12 月に政労使間の合意に基づき、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。

（２）茨城県の実取組

県は、平成 16 年度から、地域に密着した男女共同参画の普及啓発活動を進めるため、男女共同参画推進員を配置しました。

平成 17 年度には、「茨城県男女共同参画基本計画」（平成 14 年 3 月策定）に基づく取組を実効あるものにするため、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間の計画期間とする「茨城県男女共同参画実施計画」（平成 18 年 3 月）を策定しました。また、女性プラザ男女共同参画支援室を開設し、「新たに事業を起こしたい」、「再就職したい」あるいは、「地域活動や団体活動等で活躍したい」等、さまざまな分野にチャレンジしようとする方々への支援を始めました。

(3) 水戸市の取組

市は、平成16年11月、「全国男女共同参画宣言都市サミット in みた」を開催し、「みとめあい 支えあい 輝く明日へ ー平等・創造・平和ー」をテーマに、男女共同参画宣言都市の首長を一堂に会し、男女平等参画社会の実現に向け意見を交わしました。

平成17年度からは、水戸市男女平等参画推進基本計画で定められた男女平等参画推進月間（9月）において重点的な啓発事業を実施し、標語の募集や啓発ポスターの作成等を行っております。

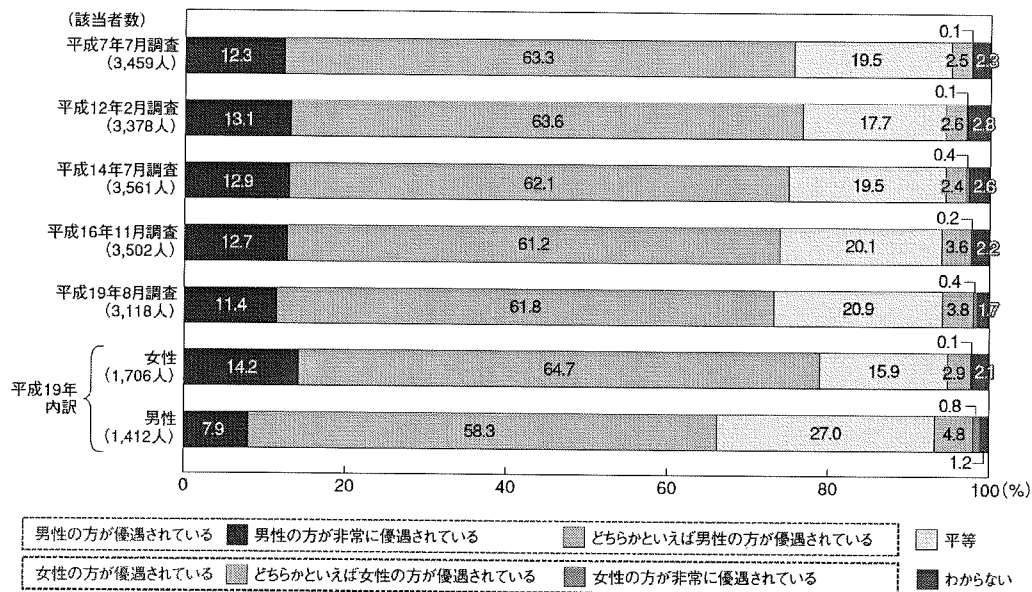
平成18年度からは、男女平等参画社会づくり功労賞を設け、先駆的な実績を残した個人、団体、事業所への表彰を始めました。また、女性中堅社員の自覚と資質の向上を促し、更なるチャレンジを支援するためのキャリアアップ講座を始めました。

平成19年度以降については、これまでヒューマンライフシンポジウム及び男女平等参画映画祭等、市民活動団体と協働で行ってきた事業をさらに拡充し、より多くの団体と連携をしながら事業を展開しています。

男女平等参画に関する意識をめぐる状況

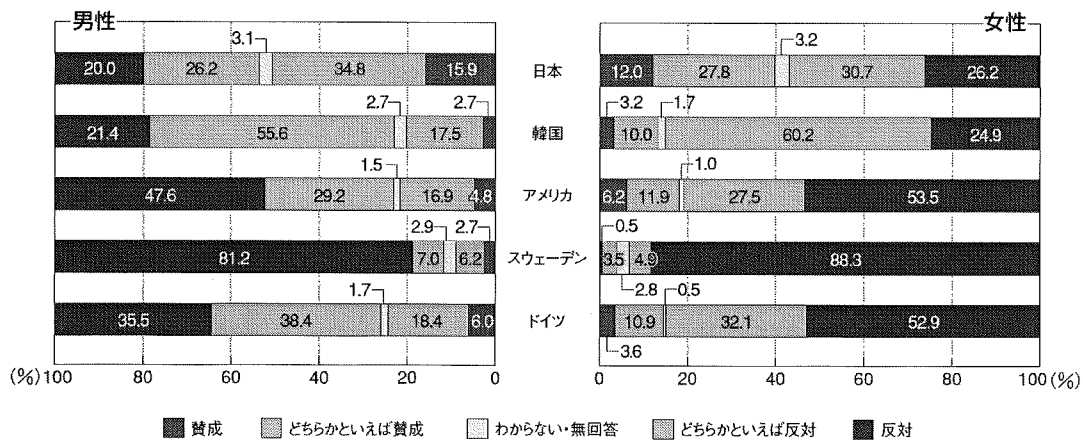
内閣府の男女共同参画社会に関する世論調査等によると、社会では男女平等が進んでいる傾向は認められるものの、依然として男性と女性が不平等と考えている人が多いといえます。今後も更なる市民の男女平等参画に対する関心を高め、理解を深めるための取組が必要です。

社会全体における男女の地位の平等感



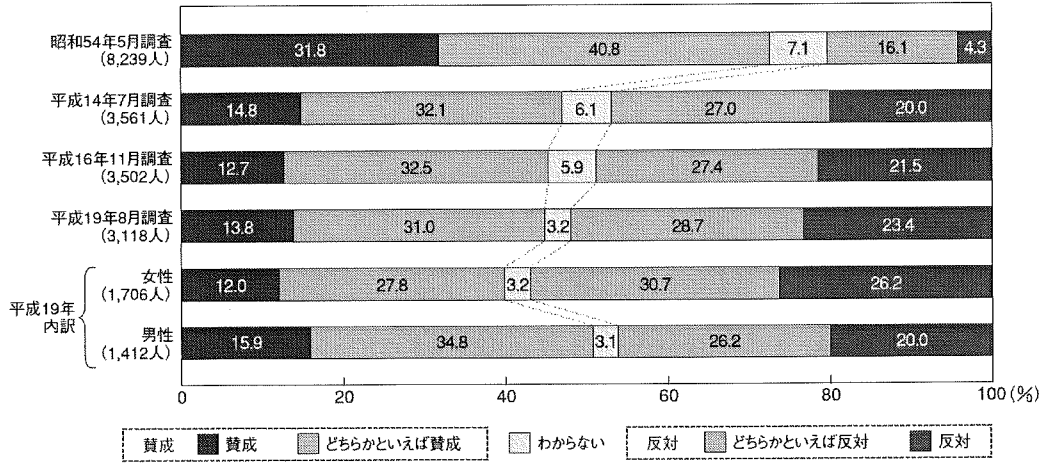
資料 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成19年)

固定的性別役割分担意識<国際比較> (夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである)



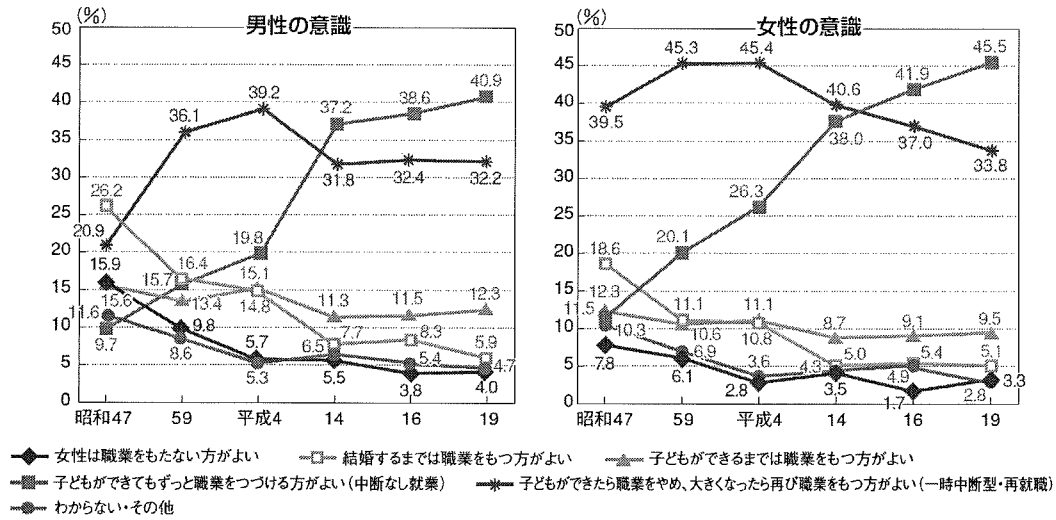
資料 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成19年)
内閣府「男女共同参画に関する国際比較調査」(平成15年)

固定的性別役割分担意識<経年変化> (夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである)



資料 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成19年)

一般的に女性が職業を持つことに対する意識変化



資料 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成19年)

5 基本構想

(1) 基本理念

平成16年に策定した「水戸市男女平等参画推進基本計画」では、市民と行政が男女平等参画社会を実現するため、「人権の尊重と男女平等」を大きな柱に、次の6つの基本理念を掲げました。後期実施計画においても、引続き基本理念として掲げ、男女平等参画社会の実現を目指します。

- ① 男女が性別による差別的取扱いを受けず、個人としての尊厳が重んじられ、能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。
- ② 男女がそれぞれに自立した個人として、多様な生き方が選択でき、かつ、尊重され、自己責任に基づく自己決定権が確立されること。
- ③ 男女がお互いの理解の下で、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- ④ 男女がそれぞれ家庭及び社会の責任を担い、家庭、学校、地域、職場その他あらゆる場における活動に平等な立場で参画し、責任を分かち合えること。
- ⑤ 男女がそれぞれ政策、方針及び計画の決定に平等な立場で参画する機会が確保されること。
- ⑥ 男女がそれぞれ国際的協調の進展を踏まえ、多様な価値を創造し、形成すること。

(2) 前期実施計画の進捗状況及び後期実施計画の視点

水戸市男女平等参画推進基本計画の進捗状況については、毎年発行する「水戸市男女平等参画施策の概要」で、数値目標を設定し把握に努めてまいりましたが、更に計画の推進を図るため、平成20年度からは具体的事業ごとの進捗状況にAからDの評価を加えて、公表しています。

進捗状況の評価については、平成21年度において、「A・進捗した」が82事業、「B・現状維持」が179事業、「C・進捗しなかった（後退、縮小、未実施）」が8事業、「D・事業終了」が3事業です。

具体的事業別評価一覧（平成21年度）

評価 体系別	A (進捗した)	B (現状維持)	C (進捗しなかった)	D (事業終了)	事業数計
基本目標Ⅰ	6	10	1	0	17
基本目標Ⅱ	4	15	0	0	19
基本目標Ⅲ	35	88	1	3	127
基本目標Ⅳ	18	14	0	0	32
基本目標Ⅴ	5	14	1	0	20
基本目標Ⅵ	6	15	4	0	25
基本目標Ⅶ	8	23	1	0	32
計	82	179	8	3	272

後期実施計画においては、次の視点を踏まえ策定にあたります。

- ① 「水戸市男女平等参画基本条例」の理念を踏まえ、男女があらゆる場で差別されないことを目指します。
- ② 結婚や家族をめぐる変化、雇用・就職をめぐる変化、グローバル化等経済社会の変化が進むなか、生活困難を抱える男女の状況を認識し、施策を進めます。
- ③ 防災・災害復興、地域おこし、まちづくり、観光、環境等の分野における男女平等参画を目指します。

- ④ 施策の実効性を高めるため、目指すべき目標を数値化し、具体的に示します。

6 計画の推進

(1) 推進体制の充実

- ・ 市民、事業者及び学識経験者からなる男女平等参画推進委員会を開催し、多様な意見を集め、施策に反映できるよう努めます。
- ・ 庁内においては、全庁的に男女平等参画に関する施策を推進するため、市長を委員長とする男女平等参画推進本部、関係課長による男女平等参画推進連絡会議を開催し、関係各課との連携を図ります。
- ・ 男女平等参画社会の実現には、市民、事業者、行政が一体となって推進していくことが重要であるため、市民活動団体等との協働を積極的に進めます。

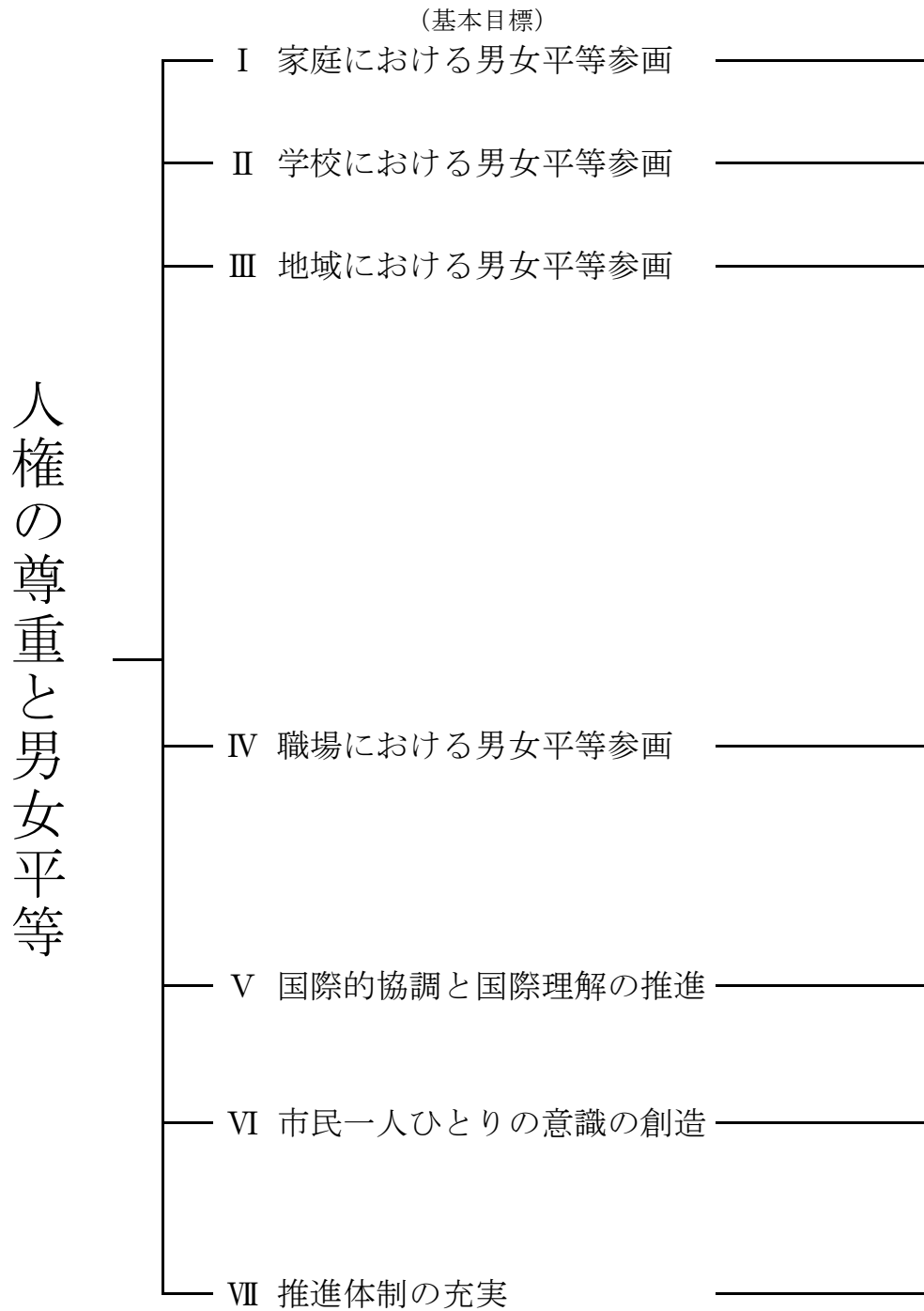
(2) 拠点施設の充実

男女平等参画社会を実現するための拠点施設として、男女平等に関する情報の収集と提供、団体の活動及び交流の支援、学習、相談事業等の機能を持つ男女平等参画センターの一層の充実を図ります。

(3) 計画の進行管理

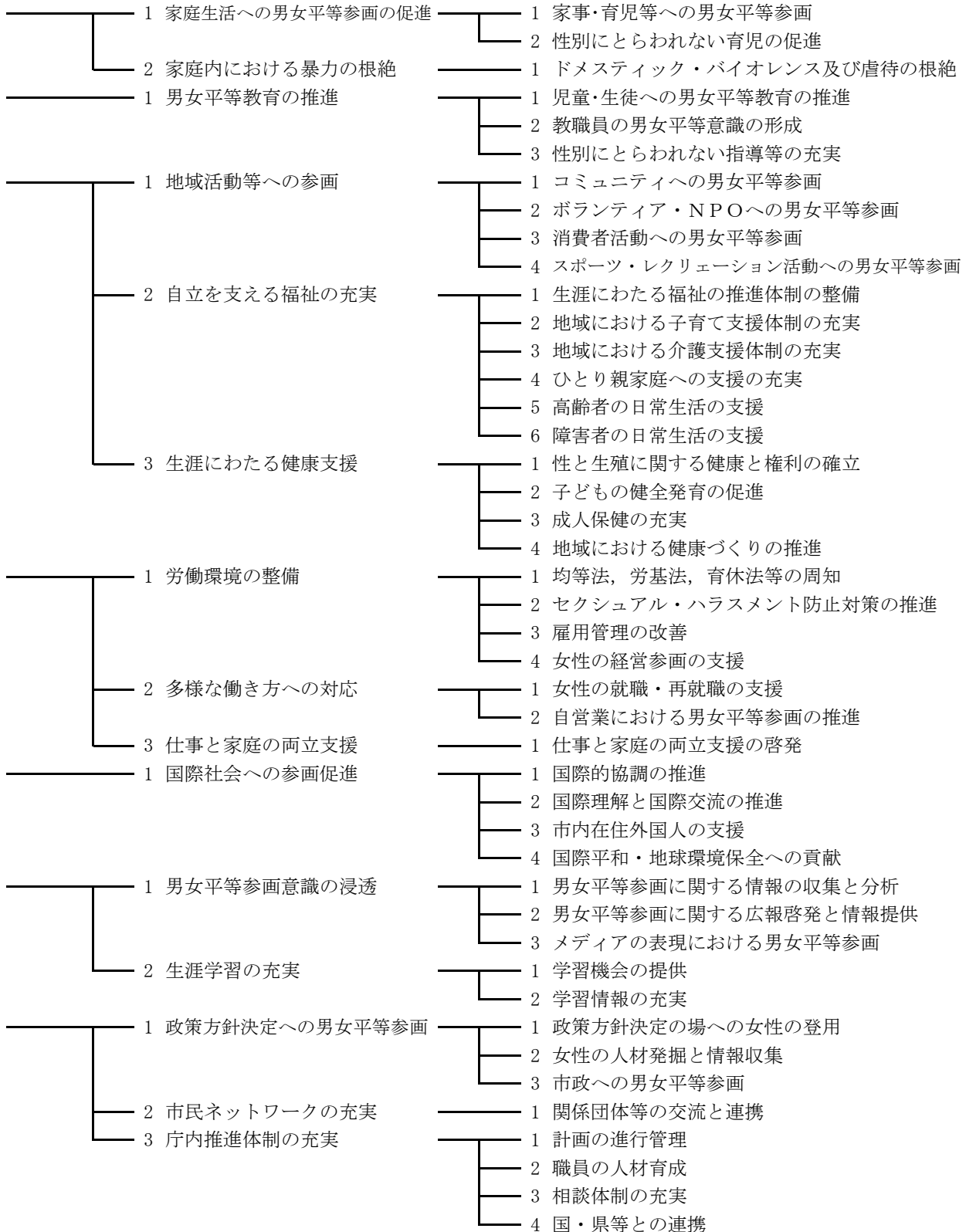
基本計画の実施状況については、毎年「男女平等参画施策の概要」を作成し、男女平等参画推進委員会及び議会に報告し、施策の実施状況をチェックします。さらには、「男女平等参画施策の概要」を情報公開センター及び全市民センターに配置し、市民の閲覧に供するとともに、インターネットホームページに掲載し、広く公表します。

7 施策の体系



(主要課題)

(主要施策)



8 指標項目

後期実施計画を実効あるものにするため、平成26年度までの目標値を設定することとします。目標値の達成を目指し、毎年、実施状況を報告していきます。

基本目標	主要課題	主要施策	事業番号	項目	平成20年度 現状値	平成26年度 目標値	担当課
I	1	1	8	男性を対象にした講座の参加者数	新規事業	25人	男女平等参画課
II	1	3	31	スクールカウンセラー数	中学校9人	中学校11人	総合教育研究所
				心の教室相談員数	中学校14人	小学校14人 中学校 5人	
III	2	2	61	保育所の整備箇所数	37施設	40施設	子ども課
III	2	2	65	ファミリー・サポート・センター 会員数、活動回数	会員数 857人 活動回数 1,941回	会員数 1,000人以上 活動回数 2,500回以上	子ども課
III	2	2	77	学童クラブ設置箇所数	8か所 241人/日	10か所 500人/日	子ども課
IV	1	1	153	事業所の男女平等参画に関する 取組状況調査において「女性管理職を有する事業所の割合」	新規事業	70%	男女平等参画課
IV	2	1	163	簿記講座受講生の日商簿記3級 合格率	43.8%	70%	男女平等参画課
IV	2	2	169	家族経営協定締結農家数	116件	126件	農政課
IV	2	2	171	女性農業士数	8人	10人	農政課
VI	1	2	205	男女平等参画関連資料蔵書数	722冊	920冊	男女平等参画課

基本目標	主要課題	主要施策	事業番号	項目	平成20年度 現状値	平成26年度 目標値	担当課
VI	2	1	210	男女平等参画塾・専門講座参加者数	235人	400人	男女平等参画課
VI	2	1	215	企画提案型市民協働啓発講座の実施件数	新規事業	年間5件	男女平等参画課
VII	1	1	220	審議会等における女性委員の割合	26.7%	35%	男女平等参画課
				女性委員がいない審議会等の数	7	0	男女平等参画課
VII	1	1	221	公募により委員を委嘱している附属機関の割合	11.8%	20%	行政改革課
VII	3	2	239	市職員の管理職における女性職員の割合	7.0%	11%	人事課

9 新規事業

後期実施計画では、男女平等参画に関する国や県の取組の動向を踏まえ、平成22年度から平成26年度までの後期実施計画期間に取組むべき施策として、新たに次のものを掲げました。

基本目標	主要課題	主要施策	事業番号	具体的事業	事業の概要	担当課
I	1	1	8	男性の家庭参画の促進	男性を対象にした講座や、ファザーリング（父親であることを楽しむ生き方）に関する普及啓発等、男女平等参画の意義と責任や、家庭への参画を重視した啓発活動を実施します。	男女平等参画課
I	2	1	14	水戸市DV※対策基本計画の策定 ※ドメスティック・バイオレンス	国の定める配偶者からの暴力の防止及び被害者のための施策に関する基本的な方針に即し、かつ都道府県DV対策基本計画を勘案した、配偶者からの暴力及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画を平成23年度に策定します。	子ども課
I	2	1	15	ドメスティック・バイオレンス防止に関する啓発	国が定めた「女性に対する暴力をなくす運動」期間に連携し、ドメスティック・バイオレンス防止に関する啓発事業を実施します。また、情報誌やホームページで相談窓口等に関する情報提供を行ないます。	男女平等参画課
Ⅲ	1	1	36	地域生活における男女平等参画の促進	特にこれまで地域生活への参画の少なかった男性の地域生活への積極的な参画を図るための啓発事業を実施します。	男女平等参画課

基本目標	主要課題	主要施策	事業番号	具体的事業	事業の概要	担当課
Ⅲ	1	1	37	防災(災害復興を含む)における男女平等参画の促進	防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を進めることで、防災(災害復興を含む)分野における固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、男女平等参画の視点を取入れた防災体制の確立を図るため、関係各課へ働きかけるとともに、啓発事業を実施します。	男女平等参画課
Ⅲ	1	1	38	環境保全分野における男女平等参画の促進	環境保全に関する女性の高い関心、豊かな知識や経験がより広く活かされるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を関係各課への働きかけるとともに、啓発事業を実施するなど、環境の分野において男女平等参画を進めます。	男女平等参画課
					地域での地球温暖化防止対策等環境保全の取組を推進するため、計画の策定及び具体的取組への参画を進めます。	環境課
Ⅲ	1	1	39	地域おこし、まちづくり、観光における男女平等参画の促進	男女平等参画の視点を取入れ、多様な団体等との連携・協働により、地域の抱える課題が解決できるよう、関係各課へ働きかけるとともに、啓発事業を実施します。	男女平等参画課
Ⅲ	1	1	40	観光分野における男女平等参画の促進	女性グループ等が「元気都市・水戸」観光産業振興会議へ積極的に参加するよう促し、女性の視点に立った施策の検討や情報交換を行います。	観光課

基本目標	主要課題	主要施策	事業番号	具体的事業	事業の概要	担当課
Ⅲ	1	1	41	地域における多様な主体による連携・協働	地域住民が、地域づくりの主役としてより豊かで活力ある地域づくりに向け、男女平等参画の視点を持ちながら、課題解決型の実践的な活動を中心とした取組を展開するため、様々な分野における多様な主体のネットワーク化による連携・協働を進めます。	市民生活課
Ⅲ	2	1	59	地域福祉計画に基づく施策の推進	すべての人が住み慣れた地域において、高齢者、障害者、子育て支援等の総合的な福祉サービスを利用できる体制づくりに向け、地域住民、各種団体等との協働により、地域福祉計画に基づく施策を推進します。	福祉総務課
Ⅲ	2	2	84	病児保育の実施	子どもが病気の際、看護が必要となるが、保護者が就労していると、職務上等の都合により休暇制度を活用することが困難な場合もあります。そのため、保育所又は幼稚園に在籍する児童が、病気に罹患し集団保育が困難な期間、看護師等が保育します。	子ども課
Ⅲ	2	2	85	幼稚園における預かり保育の充実	子育て支援の視点から在籍園児を対象として、保育時間終了後の預かり保育を実施します。	学校教育課
Ⅲ	2	2	86	幼稚園の園庭の開放	未就学児の就園の意識付けを行うとともに、異年齢児との交流を通して、幼児の社会性を育みます。また、子育てに悩む保護者からの相談に答えながら子育てを支援します。	学校教育課

基本目標	主要課題	主要施策	事業番号	具体的事業	事業の概要	担当課
IV	1	1	153	事業所の男女平等参画に関する取組状況調査の実施	これまで、事業所を対象に男女平等参画に関する取組状況調査を、平成18年度に一度実施しております。今後は、2年ごとに調査を行い、結果等を事業所へ報告し、意識の醸成を図ります。	男女平等参画課
IV	3	1	178	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の実施	ワーク・ライフ・バランスの実現のため、特に事業者や勤労者を対象とした事業を充実させるとともに、多様な働き方に対応した子育て支援や介護等のための社会的な基盤づくりを推進するため、関係各課へ働きかけるとともに、啓発事業を実施します。	男女平等参画課 子ども課
IV	3	1	179	市の発注する公共工事等における競争入札参加登録業者への優遇措置の実施	市の発注する公共工事等の有資格請負業者登録申請者の評価点数付けに際し、育児・介護休業法に基づき育児休業又は介護休業について、就業規則で定めている企業を平成21年度から評価点に加点しています。	契約課
VI	1	2	206	ホームページの充実	就職や資格取得等、女性のチャレンジを支援するリンク集を平成16年度に作成しましたが、今後は、更に各種機関との連携を図り、多様な情報を容易に入手できるようにしていきます。	男女平等参画課
VI	2	1	215	企画提案型市民協働啓発講座の実施	男女平等に関する講座の企画を市民から公募し、協働で実施します。	男女平等参画課

